

令和2年5月
令和2年第3回栃木市議会臨時会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 33号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定）	3
議案第 34号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）	16
議案第 35号	市長の専決処分事項の承認について （令和2年度栃木市一般会計補正予算（第1号））	20
議案第 36号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 37号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 38号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第 39号	栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年5月11日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第3号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月17日

栃木市長 大川 秀子

令和2年3月5日、栃木市岩舟町下津原地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市岩舟町下津原地内居住者

2 損害賠償の額

162,371円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月11日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第1号

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第8号

栃木市税条例等の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録が

されている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。

以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2. 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 3 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 1 0 条中「又は法附則第 1 5 条」を「又は附則第 1 5 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を削り、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 1 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 2 第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」に改め、同項

を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第21項を同条第20項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栃木市税条例の一部を改正する条例（令和元年栃木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、栃木市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分ま

での個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(栃木市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正)

第4条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成27年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 栃木市税条例の一部を改正する条例（平成29年栃木市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第6条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成30年栃木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に

改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第7条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第8条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第9条 栃木市税条例の一部を改正する条例（令和元年栃木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月11日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第2号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第9号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

令和2年度栃木市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月11日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月11日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 1 1 令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、第4章に定めるもののほか、次項から附則第17項までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。
- 1 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 1 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨

て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

- 14 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 15 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第13項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。
- 16 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項

ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 17 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険条例附則第11項から第17項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

令和 2 年 5 月 1 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

栃木市後期高齢者医療に関する条例（平成22年栃木市条例第158号）
の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受
付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

